

命 令 書

申 立 人 総評全国金属労働組合茨城地方本部オリエンタル土浦分会

被申立人 オリエンタルモーター株式会社

被申立人 オリエンタルモーター株式会社土浦事業所

主 文

- 1 被申立人オリエンタルモーター株式会社は、申立人総評全国金属労働組合茨城地方本部オリエンタル土浦分会に対し、同分会組合事務所貸与の件に関して、土浦事業所長とともに、速やかに誠意のある団体交渉を行わなければならない。
- 2 その余の申立ては棄却する。

理 由

第 1 認定した事実

1 当事者

- (1) 被申立人オリエンタルモーター株式会社(以下「会社」という。)は、肩書地(編注、柏市)に本社及び豊四季事業所を、茨城県土浦市、香川県高松市及び山形県鶴岡市に各事業所を置き、小型モーターの製造販売を業としている資本金 1 億円の株式会社である。

被申立人オリエンタルモーター株式会社土浦事業所(以下「土浦事業所」という。)は、肩書地(編注、土浦市)を所在地とする会社の一事業所である。

- (2) 申立人総評全国金属労働組合茨城地方本部オリエンタル土浦分会(以下「分会」という。)は、土浦事業所に勤務する従業員によって結成された労働組合である。

また、分会は、会社従業員をもって結成されている総評全国金属労働組合千葉地方本部オリエンタル支部(以下「支部」という。)の下部組織である。

なお、分会は、申立時においては総評全国金属労働組合千葉地方本部オリエンタル支部土浦分会という名称であったが、昭和 51 年 9 月 19 日に現在の名称に変更した。

- 2 組合事務所貸与についての労使間の基本的合意

- (1) 昭和 49 年 12 月 22 日、会社従業員 36 名は支部を結成し、この時分会も事実上発足した。
- (2) 昭和 50 年 5 月 12 日、支部は、公然化大会を開催し翌 13 日には、会社に対し支部結成の通告をするとともに、本社内に支部組合事務所を、土浦事業所内に分会組合事務所をそれぞれ貸与するよう要求し、団体交渉を申し入れた。
- (3) 昭和 50 年 5 月 15 日、支部・会社間で団体交渉が行われ、会社は、各組合事務所を設置貸与することを了解した。
- (4) 昭和 50 年 5 月 19 日、支部・会社間で団体交渉が行われ、組合事務所問題については、貸与に関する協定内容及び利用方法を支部から会社に文書で提出し、その上で会社が設置場所を検討することで双方合意した。
- (5) 昭和 50 年 6 月 5 日、支部・会社間で団体交渉が行われ、会社から支部組合事務所の設置場所について提案があったが、支部はこれに反対し、物別れに終わった。なお分会組合事務所については具体的提案はなかった。
- (6) 昭和 50 年 8 月 8 日、会社は支部に対し、分会組合事務所を 10 m²の広さで、正門に向って左側の隈に設置する旨、図面で提案した。
- (7) 昭和 50 年 9 月 16 日、支部執行委員長 X1 と分会代表者 X2 は、連名で会社に対し分会組合事務所の設置場所について、会社提案の場所では工場棟から遠いとの理由で、コンプレッサ室と塗装工場間の空地に変更するよう要求書を提出した。
- (8) 分会は、昭和 50 年 9 月 30 日、大会を開催し規約等を定め、独立した労働組合となった。

3 支部・会社間の交渉経緯

- (1) 昭和 50 年 11 月 11 日、支部・会社間で団体交渉が行われ、組合事務所問題について、会社は、「組合規約、組合員名簿を出して欲しい。話はそれからである。」と主張し、進展はなかった。
- (2) 昭和 50 年 12 月 25 日、支部は、会社に対し「組合事務所貸与の件」を議題とする団体交渉を申し入れた。
- (3) 昭和 51 年 1 月 21 日、会社は、支部に対し「会社は今後の労使関係を相互信頼の上に立つものにするため組合規約・組合員名簿の提出を求めている。したがって、会社はそれら提出後組合事務所について話し合う用意がある。」旨の文書回答を行った。
- (4) 昭和 51 年 2 月 19 日、2 月 24 日、2 月 27 日、3 月 5 日及び 3 月 9 日、支部は、会社に対し「組合事務所設置の件」を議題とする団体交渉を申し入れた。
- (5) 昭和 51 年 2 月 23 日、2 月 27 日、3 月 1 日及び 3 月 11 日、会社は、支部に対

し「組合事務所については現在検討中であり、検討終了後回答する。」旨の文書回答を行った。

- (6) 昭和 51 年 3 月 18 日、会社は、支部に対し「先般よりの組合事務所貸与の件については、別紙の組合事務所使用貸借協定書により貸与する。」旨、文書回答し、分会組合事務所の設置場所については、昭和 50 年 8 月 8 日付提案を正門に向って右側の隅に変更、広さについては従来どおりの提案であった。
- (7) 昭和 51 年 3 月 25 日、支部は、会社に対し「組合事務所設置の件」等を議題とする団体交渉を申し入れた。
- (8) 昭和 51 年 3 月 29 日、会社は、支部に対し「組合事務所設置の件については、3 月 18 日付回答書で回答済みである。」旨の文書回答を行った。
- (9) 昭和 51 年 3 月 29 日、支部は、会社に対し、支部組合事務所について会社案に反対する理由を述べるとともに、分会組合事務所については、20 m²の広さで再考されたい旨を文書で申し入れた。
- (10) 昭和 51 年 4 月 8 日、支部・会社間で団体交渉が行われ、議題にはなかったが、組合備品の返還問題との関連で組合事務所についても話し合いがあり、会社は 3 月 18 日の回答どおりであるという主張をした。
- (11) 昭和 51 年 4 月 13 日、支部・会社間で「春闘要求の件」、「組合事務所設置の件」及び「食堂使用の件」を議題とする団体交渉が行われたが、交渉は「春闘要求」を中心に進められ、組合事務所設置については、会社は「10 m²以上では建築基準法上問題がある。」、「3 月 18 日の回答どおりである。」という主張をしたにとどまった。

4 本件団体交渉拒否の経緯

- (1) 昭和 51 年 2 月 6 日及び 2 月 12 日、分会は、会社に対し、分会組合事務所設置場所としてコンプレッサー室と塗装工場間の空地を要求し、団体交渉の申入れを行った。
- (2) 昭和 51 年 2 月 17 日、会社は、分会に対し①要求及び団体交渉の申入れは支部を通じて行われたい。②分会組合事務所の件については支部あてに回答済みである旨の文書回答を行った。
- (3) 昭和 51 年 2 月 19 日、分会は、会社に対し(1)と同様の要求書及び団体交渉申入書を提出した。
- (4) 昭和 51 年 3 月 1 日及び 4 月 10 日、分会は、土浦事業所長に対し(1)と同様の要求書及び団体交渉申入書を提出した。
- (5) 昭和 51 年 3 月 4 日及び 4 月 15 日、土浦事業所長は分会に対し①所長には交渉権限がないので団体交渉に応ずることはできない。②申入れについては改め

て社長あてに提出してもらいたい旨の文書回答を行った。

- (6) 昭和 51 年 4 月 12 日、分会は、会社及び土浦事業所を被申立人とし、分会組合事務所貸与の件を議題とする団体交渉の応諾を求めて、当委員会に不当労働行為救済申立てを行った。
- (7) 分会は、申立て後も、分会組合事務所について土浦事業所長に対して数回団体交渉を申し入れたが、団体交渉は行われなかった。

第 2 判 断

1 団体交渉拒否理由について

会社が、分会からの分会組合事務所貸与についての団体交渉申入れを文書により拒否したことは、争いのない事実であり、会社が主張する拒否理由は次のとおりである。

- (1) 分会組合事務所の件について、支部との間に数次にわたり団体交渉を実施しているから、重ねて分会から同一事項について団体交渉申入れをすることは、交渉経験からみて信義則に反するとともに、二重交渉となり労使間に統一した意思の形成を欠くことになる。
- (2) 土浦事業所長には、団体交渉を行う権限を一切付与していない。
- (3) 組合事務所問題については、一事業所の問題ではなく全社的に影響を及ぼす問題であるから、統一的処理のため支部・会社間の団体交渉によるべきである。
- (4) 分会役員 2 名が支部執行委員を兼務しており、現に支部・会社間の団体交渉に出席しているのであるから、分会と団体交渉を行わなくとも、分会としては、実質的に不利益はない。

2 上記拒否理由についての判断

(1) 1 の(1) 及び(2)について

ア 分会が自らの組合活動において最も重要な機能を果す組合事務所の設置に関心を有するのは当然である。しかも、既に支部・会社間の交渉において、分会組合事務所の設置貸与について基本的合意が成立しているのであるから、分会としては、その具体的実現に多大の関心を有するのは、なおさら当然と言わなければならない。

ところで、会社は、分会組合事務所問題について、支部に対し、当初のころは設置貸与を認めるなどして積極的に交渉に応じていたにもかかわらず、昭和 50 年 8 月 8 日に設置場所及び広さについて会社案を提示してからは、急速に誠意を欠き、昭和 51 年 3 月 18 日に修正案(設置場所について、「左側の隅」を「右側の隅」に変更するのみ。)を提示したにすぎない。しかも、分会結成(昭和 50 年 9 月 30 日)後、分会が単独で団体交渉を申し入れた日(昭和

51年2月6日)までに行われた支部・会社間の団体交渉は、昭和50年11月11日の団体交渉のみで、その内容についてもさきに認定したとおりである。

組合活動の拠点ともなるべき組合事務所に関し、その具体化について、このように何らの進展がない以上、分会が、これについて団体交渉を求めるのは当然である。

特に、会社が本社から離れた土浦事業所内に組合事務所を設置貸与する以上、分会が、本社のみならず土浦事業所における最高の地位にある同所長をも交渉の相手方と考えるのはこれまた当然である。

更に、さきに認定した事実からみて、本件に関しては支部・分会間に意思の統一を欠いているとは言えず、したがって、分会との団体交渉に応じたとしても、会社に不利益が生じるとは認められない。

イ 以上のように、①本社と土浦事業所の所在地がかなり離れていること。②交渉議題が土浦事業所内における分会組合事務所の設置貸与であること。③分会は独立した労働組合であることなどからみて、会社及び土浦事業所の双方は、分会に対し、本件に関し誠意のある団体交渉をなすべき義務があると言わなければならない。すなわち、土浦事業所長が会社の窓口的立場にあつたにしても、会社は同所長をして交渉に応じさせ、同所長は権限の有無について釈明を行い、あるいは要求事項の問題点を整理するなど問題解決のための方法を講ずることが可能であつたにもかかわらず、会社及び土浦事業所長が分会からの団体交渉申入れ当初から、所長に権限がないとして団体交渉に応じないのは合理的理由があるとは言えない。

ウ 分会が独自に団体交渉を申し入れた後も、支部が昭和51年3月29日に分会組合事務所の広さについて要求していることなどを考慮すれば、昭和51年4月8日及び4月13日の支部・会社間の団体交渉に分会組合事務所問題も含まれていたと考えられなくもなく、支部会社間の団体交渉において、分会組合事務所の件についても十分に交渉が行われておれば、ことさら当委員会による団体交渉応諾命令の必要性を認め得ない場合もあろう。しかし本件においては、会社側の疎明をもってしては、団体交渉応諾命令の必要がないほどの交渉が行われたとは判断できない。

よって、この点に関する拒否理由には正当性を認めることができない。

(2) 1の(3)について

会社が、組合事務所問題は、全社的問題と考えたとしても会社は、分会との団体交渉に応じ、団体交渉事項の振り分けについて交渉を行うなどして団体交渉ルール確立に努めるならまだしも、分会からの団体交渉申入れ当初から、

全社的問題であるとして団体交渉を拒否することは認められない。

(3) 1の4について

分会役員が支部執行委員として支部・会社間の団体交渉に出席していたとしても、分会の団体交渉申入れに何ら影響を与えるものではなく、分会との団体交渉を拒否する理由となるものではない。

以上のとおり、会社が分会申入れの団体交渉を拒否したことには正当な理由がなく、労働組合法第7条第2号に該当する不当労働行為である。

3 主文について

分会は、請求する救済の内容として、会社のほか土浦事業所に対する団体交渉応諾命令をも求めている。しかし、同事業所は、会社の一下部機関にすぎないから、当然、会社に対する救済命令に拘束されることになるので、主文のとおり命令する。

4 重複申立てについて

会社は、本件申立ては千葉県地方労働委員会に係属している不当労働行為救済申立事件(千労委昭和50年(不)第3号)と重複しているのを却下すべきであると主張する。しかし、上記事件の申立人は支部であり、その救済内容も支部組合事務所の件についての団体交渉応諾であると認定できるので、この点についての会社主張は容認できない。

第3 法律上の根拠

以上のとおりであるので、当委員会は、労働組合法第27条及び労働委員会規則第43条の規定により主文のとおり命令する。

昭和52年12月24日

茨城県地方労働委員会

会長 桜井武雄 ㊞